

## エジプト

提供: Shalakany Law Office Legal Advisers

N&A コンタクト: 五十嵐チカ弁護士 [プロフィール](#)

和訳: 山本輝幸弁護士

松下 由英弁護士 [プロフィール](#)

森瑠理子弁護士

## I. エジプト概要

国名	エジプト・アラブ共和国
人口	7,650万人(2006年6月 概算)
通貨	エジプト・ポンド(LE)
言語	アラビア語(公用語)、英語及びフランス語が知識階級に広く理解されている。
宗教	イスラム教 90%、キリスト教(コプト教)9%及びその他 1%
首都	カイロ
地理	アフリカの北東側及びアジアの南西に位置する。北は地中海に、東はパレスチナ・イスラエルに、南はスーダンに、西はリビアに隣接している。
立法権	人民議会(マジユリス)および評議会(シューラ)により構成される二院制である。人民議会が主要な立法機関であるのに対し、評議会は諮問機関である。
加入している国際機関	次の機関の構成員である(2008年12月18日時点のCIAワールド・ファクトブックより)。 ABEDA、ACCT、AfDB、AFESD、AMF、AU、BSEC(observer)、CAEU、COMESA、EBRD、FAO、G-15、G-24、G-77、IAEA、IBRD、ICAO、ICC、ICCT(signatory)、ICRM、IDA、IDB、IFAD、IFC、IFRCS、IHO、ILO、IMF、IMO、IMSO、Interpol、IOC、IOM、IPU、ISO、ITSO、ITU、LAS、MIGA、MINURCAT、MINURSO、MONUC、NAM、OAPEC、OAS(observer)、OIC、OIF、OSCE(partner)、PCA、UN、UNAMID、UNCTAD、UNESCO、UNHCR、UNIDO、UNMIL、UNMIS、UNOMIG、UNRWA、UNWTO、UPU、WCO、WFTU、WHO、WIPO、WMO、WTO

## Ⅱ. 法制度の概観

エジプトの法大系は、当初、フランス民法典(ナポレオン法典)(French Civil Code System (Code Nappoleon))をモデルとしていたが、後に、独自の法原理及び法制度を展開し、多くの他の中東諸国の法体系に多大な影響を与えてきた。エジプト民法(Egyptian Civil Code)は、他のアラブ諸国の民法の多くのモデルとなっており、また、エジプトの法律専門家も、アラブ諸国の殆どの国において強い影響力を有している。エジプトの法体系は、多くの大陸法系の法体系と同様、個人の人権、契約法、債権法、不法行為法の原理を含む民法を基礎にしている。

さらに、商事法の分野で民法を補完する商法(Commercial Code)や、民事手続法(Code of Civil Procedures)その他の法分野を対象とした特別法が存在する。これらの特別法は、私法分野だけでなく、国家機関の権限分配及び国家機関内部又は民間との法律関係に関連する行政法を含む公法分野にも及ぶ。

エジプト行政法は、フランスの行政法をモデルとしており、公法分野で広範囲な学問分野を確立している。

エジプトの裁判制度は、民事裁判制度と行政裁判制度からなる。民事裁判所は私法に関する管轄を有し、行政裁判所は公法に関する管轄を有する。行政裁判所の上位機関は、国家院(Conseil d'Etat)と呼ばれている。

エジプトには成文憲法が存在しており、全ての立法が遵守すべき憲法原理が定められている。最高憲法裁判所は、立法の合憲審査を行い、民事裁判所と行政裁判所との間での判決の抵触を取り扱う。

## Ⅲ. 外国投資

エジプトに対する投資は、エジプト人によるもの及び外国人によるもののいずれについても、会社法(1981年法律第159号、以下「会社法」という。)(Companies Law No. 159 for 1981)、投資法(1997年法律第8号、以下「投資法」という。)(Investment Law No. 8 for 1997)及び資本市場法(1992年法律第95号、以下「資本市場法」という。)(Capital Market Law No. 95 for 1992)が適用され、これらの法律により規制される。

外国人投資家は、国家安全当局(national security agencies)からセキュリティクリアランス(security clearances)を取得すれば、一般的に何らの制限なく投資を行うことができるが、以下の事業は外国人投資家による直接投資には解放されていない。

- ・ エジプト国内における取引目的のための輸入
- ・ 商業代理店

さらに、外国資本又はエジプト資本に拘わらず、エジプトの銀行及び保険会社に対して発行済株式総数の10%を超えて投資する場合は、一定の認可が必要となる。また、シナイ地域における外国資本による投資には、常に認可が必要となる。一定の航空産業に対する外国資本による投資も制限されている。また、エジプトにおいて重要な商業活動を営む外国人投資家は、エジプト国内に、エジプト当局による監督が及ぶ現地拠点を設立するよう求められる場合がある(詳細については第VI章を参照。)

## IV. 投資保護及びインセンティブ

投資法によれば、同法の施行時にエジプトにおいて設立され一定の事業分野で活動している事業体(パートナーシップであるか会社であるかを問わない。)は、一定の保護及び恩恵を享受することができる。保護等の対象事業分野には、土地の開拓、家畜生産、工業及び鉱業、ホテル、モーテル、アパートメント式ホテル、観光リゾート、観光客輸送、農業製品及び工業製品の冷蔵保存及び冷蔵輸送、航空輸送及び直接これに関連するサービス、海上輸送、掘削、探査及び輸送を補助する石油サービス及びガスの輸送、家具なしの住居及びオフィス以外の賃貸事業、携帯用の水、下水、電力及び通信に関するインフラ事業、病院、その最大収容人数の10%に無料の治療を行うメディカルセンター、並びにコンピューターソフトウェアプログラム及びシステムが含まれる。

投資法の適用がある活動に加え、事業体がそれ以外の活動を行う場合には、投資法上の保護及びインセンティブは、投資法の適用を受ける活動に対してのみ適用される。

投資法のもとで与えられる保護及び恩恵は、以下のものを含むが、これに限られるものではない。

- ・ 国営化又は収用からの免除
- ・ 行政による差押え又は資産凍結からの免除
- ・ 会社の活動の遂行又はその範囲を広げるために必要とされる土地及び建物の所有権を取得する権利
- ・ 会社の活動のために適切な設備、原材料及び輸送用車両を直接輸入する権利
- ・ 直接輸出する権利
- ・ 会社法の特定の規定(従業員に対する10%の利益分配を含む。)の免除
- ・ 印紙税の免除
- ・ 商業登記簿(Commercial Registry)上に登記した日から起算して5年間、会社の定款及び事業に関するローン及び担保契約に対する公証及び登録料の免除
- ・ 会社の活動に必要な土地所有権の登記に係る税金及び費用の免除、並びに
- ・ 会社の設立に使用される全ての機械、設備及び器具の輸入に対する一律5%の関税

エジプト投資・フリーゾーン公団(General Authority for Investment and Free Zones)(GAFI)は投資法の

適用に関する権限を有しており、かつ、投資法により恩恵を受ける事業体の設立に関する命令を発する権限を有している。

## V. 為替管理

エジプトでは、1976年に為替自由化政策が採用され、外貨法(1976年法律第97号)(Foreign Exchange Law No. 97 of 1976)が施行された(なお、同法は1994年法律第38号により全面改正されており、さらに銀行法(2003年法律第88号)(Banking Law No. 88 of 2003)により全面改正されている。)。これらの法律の下、全ての自然人及び法人は、エジプト国内の事業活動から生じた外貨を保有し取引を行う権利を保障されている。なお、外貨取引は、エジプト中央銀行(Central Bank of Egypt)(CBE)に登録されている銀行又は契約代理人を通して行われなければならない。もっとも、変動相場制が機能しているとはいえ、エジプト国外において、エジプトポンドは依然として送金又は両替が難しいのが現状である。

## VI. 直接投資：事業形態

エジプトへの直接投資(フリーゾーンにおける投資を除く)は、エジプトにおける一般的な会社及び商業活動に係る規制に従う必要がある。もっとも、投資法に基づく投資保護及びインセンティブの恩恵を享受できる場合もある。エジプトにおいて外国人投資家が選択する最も一般的な事業主体は、以下のとおりである。

- ・ 有限責任会社
- ・ 株式会社
- ・ 外国会社の支店
- ・ (外国事業体の)駐在員事務所

以下は、各分類並びに各アレンジの種類に適用される制限及び規制の概要である。

### 有限責任会社(Limited Liability Company)

エジプトの有限責任会社は閉鎖会社であり、各出資者の責任は当該有限責任会社の持分の価値に限定されている。

#### 1) 登記

有限責任会社は、商業登記簿への登記が求められており、エジプト投資・フリーゾーン公団(GAFI)による監督及び検査の対象となる。基本定款及び付属定款の変更は、全て GAFI に報告しなければならない。またその承認を得なければならない。

## 2) 活動範囲

有限責任会社は、保険、銀行、貯蓄及び投資運用の分野における活動を行うことができない。これらの分野以外では、適用ある法律及び規則の一般的な規制に従うことが求められるが、その他の事業体と同様に事業活動を行うことが可能である。

## 3) 経営管理

外国人による持分保有の限度を規定する明示的な条項は存在しないため、有限責任会社は100%外国資本とすることが可能である。しかし、エジプト法のもとでは、有限責任会社の持分の100%を1人の出資者が保有することはできないことに留意すべきである。その結果、少なくとも2人の出資者が存在しなければならない。有限責任会社の経営は、出資者により選任されたマネージャーにより行われる。1人又は複数の者がマネージャーに就くことができるが、いずれの場合でも、少なくとも1人のエジプト人マネージャーが必要である。重要な決定は社員総会を通じて行われ、決議要件として、過半数又は特別多数が要求される場合がある。

マネージャー及び当該会社を代表すると考えられる者は、会社による一定の法令違反について個人的に責任を負う可能性がある。

有限責任会社とその親会社とは、別個の独立した法主体であり、親会社が有限責任会社の責任を負うことはない。さらに、エジプトの会社の法人格は、否認されることはない。

## 4) 資本

有限責任会社には最低資本金規制がない。社員総会での承認を条件に、現物出資に対して株式を発行することも可能である。しかし、発行される株式の価値が1,000,000エジプトポンドを超える場合等には、現物出資財産の正式な評価が要求される。

## 5) 税金

有限責任会社は、法人の収益に対して課税される。

## 6) 利益分配

有限責任会社の資本金が(株式会社の最低資本金である)250,000エジプトポンドに達しない限り、利益を従業員に分配する義務を負わない。資本金が上記金額に達した場合、純利益の10%を従業員に分配しなければならない。但し、当該純利益の10%の金額は、これらの従業員に支払われる給料又は賃金の年間総額を超えないものとする。外国人従業員に対してかかる分配を行う必要があるかについては、見解が分かれている。

## 株式会社 (Joint Stock Company)

エジプトの株式会社は、閉鎖会社又は上場会社のいずれにも設計可能であり、各株主の責任は当該株式会社の株式の価値に限定されている。

### 1) 登記

有限責任会社と同様に、株式会社は商業登記簿への登記をしなければならず、エジプト投資・フリーゾーン公団 (GAFI) による管理・監督の対象となる。株式又は社債の発行に際しては、エジプト金融監督当局 (Egyptian Financial Supervisory Authority) (EFSA) に対し、通知を行わなければならない。当該通知から 3 週間以内に EFSA が異議を述べなかった場合にのみ可能となる。公募についても、EFSA によって監督されている。さらに、有価証券又はファクタリング等の特定の分野を扱う会社の設立登記に際しては、EFSA によるライセンスが必要である。基本定款及び付属定款の修正は、いかなる修正であっても、GAFI (銀行と保険会社の場合、これに加えて所轄官庁) に報告しなければならない。また、株式会社は、会計帳簿を作成し、監査済みの半期又は年次の会計帳簿及び資格を有するエジプトの会計士による監査を受けた財務諸表を公表しなければならない。

### 2) 活動範囲

株式会社は、適用ある法律及び規制による制限のもと、全ての商業活動を行うことができる。

### 3) 経営管理

株主は、最低 3 名以上でなければならない。会社の経営は、株主から 3 年間の任期で選任された少なくとも 3 名のメンバーで構成される取締役会により行われる。設立当初の取締役会は、設立株主により選任され、在任期間は 5 年間である。会社又はその他の法的事業体は、取締役会の構成員として選任されることが可能であり、その場合には、当該法的事業体の代表者が取締役会に出席する。

取締役は、その忠実義務違反について個人的に責任を負う可能性がある。また、議長又は執行取締役のように法的に当該会社を代表すると考えられる者についても、会社による一定の法令違反について個人的に責任を負う可能性がある。

株式会社とその親会社とは、別個の独立した法主体であり、親会社が株式会社の責任を負うことはない。さらに、エジプトの会社の法人格は、否認されることはない。

### 4) 資本

株式には譲渡制限を付すことも、株式を公開することも可能である。株式公開を行わない株式会社の場合の最低資本金は、250,000 エジプトポンドである。資本金の 10% は設立時に支払われ (設立から 3 ヶ月以内に 25% に増加する。)、株式の額面価額の残額は、設立から 5 年以内に払

い込まなければならない。株式公開を行う株式会社の最低資本金は、20,000,000 エジプトポンドであり、全額の払込が必要である。しかし、株式の取引及び投資を目的として設立された持株会社の場合、最低資本金は 5,000,000 エジプトポンドであり、少なくとも資本金の 25%は設立時に払い込まなければならない。発行済株式に係る残額は、設立日から 5 年以内に、取締役会の定めた手続及び利率に従って払い込まなければならない。授権株式数は、発行済株式数の 10 倍を超過してはならない。株式公開を行う場合には、引受けを行うライセンスを得ている銀行、引受目的のために設立された会社、又は EFSA から有価証券の取扱業務についてライセンスを取得した会社を通して行われなければならない。臨時株主総会による承認を条件に、現物出資に対して株式を発行することも可能である。しかしながら、発行される株式の価値が 1,000,000 エジプトポンドを超える一定の場合には、現物出資財産の正式な評価が要求される。

一般的に、外国人による株式保有の限度はない。但し、例外があり、例えば、(前述のとおり)発行済株式総数の 10%を超えてエジプトの銀行及び保険会社に対して投資する場合は、外国資本であるか又はエジプト資本であるかに拘わらず、一定の認可が必要となる。また、シナイ半島における投資計画を実行するために設立された株式会社は、少なくとも 55%のエジプトの資本を有していなければならない。

#### 5) 税金

株式会社は、法人の収益に対して課税される。

#### 6) 利益分配

当該会社の従業員に支払われる賃金又は給料の年間総額を超えないことを前提として、少なくとも年間純利益の 10%を従業員に分配しなければならない。外国人従業員に対してかかる分配を行う必要があるかについては、見解が分かれている。しかしながら、労働事務所(Labor Office)は、外国人従業員はこのような権利を有しないとの立場をとっている。

## 外国会社の支店

会社法のもとでは、外国会社は、一定の商業活動を行うためにエジプト国内に支店を設置することができる。支店は、コーポレートガバナンスに関する事項を除き、実務上、全ての事項においてエジプトの会社と同様に扱われている。

#### 1) 登記

外国会社の法人形態に拘わらず、外国会社が支店を通じてエジプト国内において何らかの商業、金融、産業又は請負業務契約を行う場合、商業登記簿及びエジプト投資・フリーゾーン公団(GAFI)に支店の登記を行う必要がある。

## 2) 活動範囲

支店は、商業登記簿に登録した事業活動の範囲内で、エジプト国内において、あらゆる法的活動を行うことができる。但し、これらの事業活動の目的の範囲内でサービスを提供することためには、エジプトの事業者との間で契約を締結し、契約書に署名する必要がある。

## 3) 経営管理

支店は、外国人経営者によって経営を行うことが可能である。支店は、親会社(本店)の完全なコントロール下にある。支店の活動は、法律及び規制の遵守のため、GAFI による監督の対象となっている。

## 4) 資本

支店には、最低資本金の制限は課されない。しかし、支店設置時の当初の投資は、登録されたエジプトの銀行を通じて、エジプトに送金される外貨により行う必要がある。

## 5) 税金

支店の純利益に対しては、エジプトの会社と同じ利率により法人税が課税される。

## 6) 利益分配

支店は、少なくとも支店の年間純利益の 10%を従業員に分配しなければならない(但し、当該支店の従業員に支払われる賃金及び給料の年間総額を超えないものとする。)

## 駐在員事務所

会社法及びその規則によると、外国会社はエジプト国内に、当該外国会社のための市場調査及び分析を目的とする駐在員事務所を設置することができる。

### 1) 登記

駐在員事務所は、エジプト投資・フリーゾーン公団(GAFI)に登録しなければならず、銀行駐在員事務所については、エジプト中央銀行(CBE)に登録しなければならない。さらに、駐在員事務所が「専門的」駐在員事務所(“technical” representative office)に指定される場合、当該活動を監督する省庁に登録しなければならない。例えば、薬剤に関連する専門的な駐在員事務所は、保健省(Ministry of Health)に登録する必要がある。

### 2) 活動範囲

会社法規則(Regulations for Companies Law)第 316 条によると、駐在員事務所に許される活動は、市場分析、市場調査及び商品調査に限定されている。「専門的」駐在員事務所の場合、活動範囲は市場における商品の専門的な調査も含まれる。

### 3) 経営管理

駐在員事務所は、外国人マネージャーによって経営を行うことが可能である。駐在員事務所は、本店の完全なコントロール下にある。駐在員事務所の活動は、法律及び規制の遵守のため、GAFIによる監督の対象となっている。

### 4) 資本

駐在員事務所には、何ら資本に関する制限はない。本店は、駐在員事務所の維持費用を支払う。

### 5) 税金

駐在員事務所は、法的には商業活動を行うことができないため、収益を上げることはなく、よって課税されることがない。なお、駐在員事務所の従業員は、その収入に対して課税される。

### 6) 範囲の制限

駐在員事務所の活動範囲が極めて限定されていることに鑑みれば、駐在員事務所は、エジプトにおいて、当該外国の事業体である本店を代表して、現実には商業活動を行う他の法人形態による事業体の商業活動を監視するのに有用であると考えられる。例えば、外国事業体の駐在員事務所は、外国事業体である本店の販売店又は代理店の活動の監視のために使用することが可能である。駐在員事務所は、市場分析又は市場調査を通して、間接的に販売店を補助することが可能である。

## VII. 間接的投資：販売活動

本項目は、外国の生産者又は供給者がエジプトにおいて間接的に商品の販売を行う方法（エジプト事業体の組成又は設立を行わずに、エジプト国内の何らかの形式による代理によって販売活動を行う場合）について扱う。

### 代理店

代理店契約は、代理店法（1982 年法律第 120 号）（Agency Law No. 120 of 1982）及びエジプト商法（1999 年法律第 17 号）（Egyptian Commercial Law No. 17 of 1999）の適用を受ける。

商業代理店は、商業代理店登録簿（Commercial Agents' Registry）に登録を行わなければならない。商業代理店登録が完了した場合には、登録済証が発行されることになる。商業代理店は、エジプト人個人又は会社（エジプト人又はエジプトの会社によりその持分の 100%を保有されている会社に限る。）でなければならない。さらに、代理店契約は、エジプト商工会議所（Egyptian Chamber of Commerce）に登録されなければならない。

商業代理店は、以下のいずれにも該当する場合には、補償を受けることができる。

- ・ 仮に代理店契約上、契約の終了が規定されている場合であっても、正当な理由なくかつ予告通知なく（又は不当な時期における通知により）代理店契約が終了した（又は更新されない）場合（なお、これとは異なる契約条項を定めても、当該条項は無効である。）、かつ、
- ・ 代理店にその義務に反する作為又は不作為がなく、かつ、代理店の活動が本人（プリンシパル）の商品の販売促進又は顧客数の増加に明確に寄与したことが証明される場合

2005 年第 362 号による貿易大臣（Minister of Trade）による命令（No. 362 for the Year 2005）は、現地の商業代理店との間で継続中の紛争を有している外国の本人（プリンシパル）に対して、当該紛争を友好的に解決するよう働きかけるものである。当該命令により、旧商業代理店に対して補償が行われない限り、新たな商業代理店を登録することができない。もっとも、仮に、旧商業代理店が、裁判手続又は仲裁手続の開始から 60 日以内に、訴状又は仲裁申立ての写しとともに所轄官庁に通知しなかった場合、新たな商業代理店の登録に関する制限は課されない。

## 輸 入

エジプト法の下では、外国からの商品又は製品の輸入には、輸入ライセンスが必要であり、当該ライセンスにより輸入活動を行う権利が与えられる。商業代理店と同様に、輸入ライセンスは、エジプト人個人、全てのパートナーがエジプト人であるパートナーシップ又は全ての株主がエジプト人である会社のみにも与えられる。通常の慣行では、商業代理店が輸入ライセンスを保有し、商業代理店が、輸入活動に加えてマーケティングを行っている。

輸入ライセンスの保有者による外国からの外国製品の輸入は、輸入商品の全額について支払いを確約した信用状によって行われる。場合によっては、当該商品の購入者が輸入ライセンスを保有し、かつ外国の生産者から直接輸入を行うこともある。一定の公共部門及び政府組織等は輸入規制から除外されており、外国の供給者から直接輸入を行うことができる。この場合、送金又はその他の手段による支払いが可能である。

## 販売店

販売店とは、自己の勘定によりエジプト国内で商品の販売を行う者をいう。すなわち、販売店は、外国の供給者又は外国の供給者の代理人から直接製品を購入し、利益分を上乗せして再販売を行う者である。販売店契約及びフランチャイズ契約を規制する特定の法律は存在せず、これらの契約は、エジプト民法（Civil Code）及び商法（Commercial Code）の一般条項により規制される。販売店は、外国の供給者を代理してマーケティング活動を行わない限り（販売店が自己の勘定で販売する限り）、代理店としての登録は不要である。従って、外国の生産者は、販売店を選任することにより、当該販売店は、自己の輸入ライセンスに基づき外国生産者から直接商品を購入し、自己の利益のために商品の支払いを行った上、自己の勘定で当該商品

を再販売することが可能である。

もう一つの方法として、外国の生産者は、代理店及び販売店の両方を指定することも可能であり、この方法も一般的に行われている。この場合、当該代理店は、外国の生産者を代理してマーケティング及び輸入手続を行い、かつ、販売店は、代理店から商品を購入して自己の勘定で再販売を行うこととなる。なお、販売店に対しては、国籍に係る制約は存在しないことから、外国の生産者は、販売店として 100%子会社を設立し又はジョイントベンチャーを設立して、これらに代理店から商品を購入させ、エジプト国内で再販売を行わせることができる。前述のとおり、外国の生産者が出資する販売店であっても、販売店自身で販売後のサポート及びメンテナンスサービスを提供することができる。当然のことながら、販売店は、その純利益について課税されることとなる。

## フランチャイズ

フランチャイズ契約は、販売店契約と同様に扱われる(販売店契約については、上記「販売店」の項目を参照。)。また、フランチャイズ契約に技術の移転が含まれる場合には、エジプト法を準拠法としなければならず、かつ、当該契約に関連するあらゆる紛争は、エジプトの裁判所又はエジプト仲裁法(1994 年法律第 27 号)(Arbitration Law No. 27 of 1994)のもとにおけるエジプトの仲裁手続により解決されなければならない。

## 技術移転契約及びライセンス契約

外国の生産者又は供給者は、技術移転契約又はライセンス契約をエジプト企業との間で締結することができる。この場合、エジプト国内での外国製品のマーケティングは行われなため、代理店を選任する必要はない。正確には、外国企業からライセンスを受けて生産するエジプトの企業が、自己の製品についてマーケティングを行うことになる。外国企業に支払われるロイヤルティに対しては 20%の税金が課され、ロイヤルティの支払時に源泉徴収される。但し、エジプトが当事者となるいくつかの二重課税条約(例えば対アメリカ間)では、税率は 15%までに引き下げられている(エジプトの知的財産権に関する詳細は、第 X V 章を参照。)

## Ⅷ. フリーゾーン投資

投資法(Investment Law)は、エジプトにおける一般的なフリーゾーンの設置及び運営の大枠を定めており、フリーゾーンは、政令(Cabinet decrees)に基づいて設置されている(アレキサンドリア・フリーゾーン及びその他多くのフリーゾーンが同法に先立って設置され、既に運営されている。)。エジプト投資・フリーゾーン公団(GAFI)は、フリーゾーンにおける政策を決定し、フリーゾーン内で活動する事業体のライセンス取得の条件に関する規制及びフリーゾーン内の土地及び建物の占有に係る規制を制定する。各フリーゾーンには、これを経営する取締役会があり、活動を行うためのライセンスは、取締役会議長による命令に従って付与されている。しかし、化学肥料及び鉄鋼生産、石油生産、天然ガスの液化及び輸送の分野の事業を行う会社は、

プライベートフリーゾーンにおいて活動することはできない(2008年法律第114号第10条)。

フリーゾーンにおける事業は、課税の対象にならないが、毎年の登録費の支払いが必要である。かかる費用は、保管のためにフリーゾーンに搬入される商品の価値(CIF 到着港)の1%に加え、フリーゾーンにおける加工及び組立による製品価値の増加価値(加工・組立のためのコスト)の1%である。輸送中の商品(目的地が決定されているもの)については、当該費用の支払いは不要である。主としてフリーゾーンへの商品の搬入又は搬出を伴わない事業については、会計事務所により監査を受けた会計帳簿における事業活動による総収益(total revenue)の1%相当とされている。この費用とは別途、事業に係る資本コストの0.05%の金額(但し、100USドルから1,000USドルまでの金額)が、年間のサービス費用として加算される。かかる100USドルから1,000USドルまでという金額の範囲は、変更されることが多いので、毎年確認する必要がある。石油精製事業は、0.05%の金額の対象にならないが、100,000USドルを上限として、事業の投資費用の0.005%の年間のサービス費用を支払う義務を有する。また、かかる事業は、税金の対象からは除外されない(2010年法律第133号)。

フリーゾーンにおける事業は、一般的には輸入及び輸出規制の対象外であり、活動自体に必要とされる全ての設備、機器及び輸送用設備は、関税義務及び販売税(自動車を除く)の対象からも除外されている。一般的なフリーゾーンに加えて、GAFIは、必要に応じて事業毎にプライベート・フリーゾーンを設置することができる。GAFIはまた、フリーゾーン外での事業をプライベート・フリーゾーンへ移転するための許可を与えることも可能である(この場合の条件については、すでに開始している事業であること、事業で生産された商品の少なくとも半数を輸出していること等の要件を含むが、詳細については、投資法の行政規則(Executive Regulations to the Investment Law)に定められている。)

## IX. 銀行及び金融機関

エジプトにおける投資銀行サービス及び投資商品は、様々な政府機関により監督されている。銀行及び金融機関のサービス活動は、エジプト中央銀行(CBE)によるライセンスが必要である。投資銀行サービスは、エジプト金融監督当局(EFSA)によるライセンス又は承認が必要である。

次の法律及び規則は、投資銀行及びその活動を規制している。

- ・ 商業会社法(1981年法律第159号)(Law No. 159 of 1981 on Commercial Companies)
- ・ 中央銀行部門及び通貨法(2003年法律第88号)(Law No. 88 of 2003 on Central Bank, Banking Sector and Money)
- ・ 反マネーロンダリング法(2002年法律第80号)(Law No. 80 of 2002 on Anti Money Laundering)
- ・ 資本市場法(1992年法律第95号)(Law No. 95 of 1992 on Capital Markets)
- ・ 中央預託及びカストディー法(2000年法律第93号)(Law No. 93 of 2000 on Central Depository and Custody)
- ・ エジプト商法(1999年法律第17号)(The Egyptian Commercial Code, Law No. 17 of 1999)
- ・ 所得税法(2005年法律第91号)(Law No. 91 of 2005 on Income Tax)

一般的には、エジプトにおけるクロスボーダー取引は、エジプト国内での金融商品の「公募」又はサービスと見なされない方法により行わなければならない(公衆に対する広告を行わず、私募に該当するように 1 対 1 の勧誘を行う必要がある。)。個人又は事業体に対する投資銀行事業に関しては、当該事業体の事業の目的又は活動の範囲内である限りにおいて規制はない。

利率はエジプト中央銀行(CBE)によって決定されるが、銀行及びその顧客は、契約により CBE による利率よりも高い利率を合意することができる。さらに、手数料やサービス料は、各銀行及びその顧客との間の合意に基づいて決定される。

エジプトの投資銀行及び市場関連会社の株式保有構成は、事案に応じて EFSA に報告又は承認される。さらに、エジプトの銀行の全ての株式保有構成は、事案に応じて CBE に報告又は承認される。

## X. 労働法及び雇用

### 雇用に関する法律

エジプトにおける雇用問題は、エジプト労働法(2003 年法律第 12 号、以下「労働法」という。)(Egyptian Labor Law No. 12 for the year 2003)が適用される。労働法は、その国籍に拘わらず、エジプトで働く全ての労働者に適用される。労働法に加え、労働法を補完する政府命令(ministerial decrees)が雇用関係に適用される。労働法及びこれらの政府命令は、民間部門に働きかけ、労働者と雇用者との間の権利の均衡を果たすことを目的としている。

### 概 論

#### 最低賃金

労働法第 34 条に基づき、全国賃金評議会(National Counsel for Wages)は、生活費を考慮し、また、賃金及び物価の均衡をとって、最低賃金を設定している。全国賃金評議会は、社会保険の計算に使用される最低年次昇給率(基本給の 7%を下回ってはならない。)を設定している。

#### 労働時間

労働法に基づく法定労働時間は、1 日最大 8 時間、又は週 6 日間労働の場合 1 週間で最大 48 時間である。但し、随時必要に応じて時間外労働を求めることも可能である。

#### 年次休暇

労働法第 47 条に基づき、ある雇用者の下で 1 年間勤務した労働者は、年間 21 日の年次休暇を付与され

る。単一又は複数の雇用者の下で 10 年間以上勤務した者の場合、年次休暇は年間 30 日である。さらに、50 歳以上の労働者は、30 日の年次休暇を取得する権利を有する。ある雇用者の下での勤務期間が 1 年未満の場合でも、6 ヶ月間働いた労働者には、勤務期間に応じて年次休暇が与えられる。

#### 病気休暇

労働法第 54 条に基づき、労働者が病気の場合は、関係医療当局が定める病気休暇を取得する権利を有する。病気休暇の間、労働者は社会保険法 (Social Insurance Law) に規定する給料の支払いを受けることができる。病気であると証明された労働者は、当該労働者の社会保険料の計算に係る賃金の 75% の有給病気休暇を 90 日間取得する権利を有する (当該 90 日間の次の 90 日間は、85% に増加する。)。有給病気休暇の上限は 180 日である。病気休暇を取得した労働者は、累積年次休暇の権利を失わず、年次休暇が残っている場合には、その年次休暇を病気休暇に充てることができる。

#### 最小エジプト人労働者数

会社法 (Companies Law) に基づき、会社の従業員のうち 10% までは外国人を雇用することができる。但し、外国人の給料は給料総額の 20% を超えてはならない。さらに、投資法 (Investment Law) に基づき、フリーゾーンにおいて設立された会社では、従業員のうち 25% までは外国人を雇用することができる。

## 従業員の雇用及び解雇

### 雇用

労働法に基づき、雇用者は、就職、報酬支払、福利厚生その他雇用主が提供するサービスに関連して使用する可能性のある個人情報収集することができる。雇用者は、就業に必要な特定の情報 (従業員の資格証明、免許、社会的身分、ID 又はパスポートの写し及び元の雇用者からの証明書) を含む各労働者のファイルを保存する必要がある。雇用者は、当該雇用者との間の雇用期間中、かかるファイルに労働者の職歴、勤務成績及び懲罰歴を記録する必要がある。

外国人、エジプト人いずれとの間の雇用契約も、アラビア語でかつ書面で行う必要がある。

### 解雇

雇用者が、期間の定めがある雇用契約を、正当な事由なく (すなわち、従業員が後述する重大な非行を犯していないにも拘わらず) その期間中に終了することを希望する場合、雇用者は、従業員が当該契約の全期間を通して取得し得た賃金の全額を補償する責任を負う。この場合、通知期間は、当該雇用契約において合意されたところによる。

雇用者が、期間の定めがない雇用契約を正当な事由なく終了した場合、当該雇用者は、労働者に対して、当該契約の終了による損害を補償する責任を負う。かかる補償は、その他の権利 (例えば、未取得休暇、賞与等) に加えて、各勤務年の 2 ヶ月全額分以上の給料を含む。この場合、雇用期間が 10 年に満たない場合は 2 ヶ月前までに労働者に対して通知し、雇用期間が 10 年以上である場合は 3 ヶ月前までに労働者に対し

て通知する必要がある。

労働法第 69 条に明示的に規定されているとおり、労働者が「重大な非行」を犯して雇用契約に違反しない限り、雇用者は雇用契約を終了する一般的な権利を有しない。「重大な非行」状態とは、以下の場合を含む。

- ・ 虚偽の身元表明又は偽造書類の提出
- ・ 安全指示に対する継続的な違反
- ・ 1 年のうち通算 20 日間又は連続 10 日間の欠勤
- ・ 雇用者の秘密を漏洩したことによる重大な損失の惹起
- ・ 雇用者と同一の職種における競業
- ・ 労働時間中の酩酊
- ・ 雇用者、ゼネラル・マネージャー又は上司に対する暴行

さらに、雇用者は、能力不足を理由として雇用契約を終了することができる。

労働者が不当に解雇された場合、当該労働者は損害の賠償を請求することができる。不当解雇の損害賠償請求は、管轄裁判所において判断される。但し、補償金額は、各勤務年の 2 ヶ月全額分の給料以上の金額とし、また、期間の定めがある雇用契約の場合には残りの契約期間の給料以上の金額とする。

雇用者は、労働移民省 (Ministry of Labor and Emigration) の関連委員会による承認を得た場合、経済的理由又は他の理由により余剰人員の解雇 (活動の縮小及び廃止を含む。) を行うことができる。

## 安全基準

一般的に、労働法は、雇用者に対し、環境法 (Environmental Law) における排ガス、騒音公害及びこれらに類する公害規制を尊重することを求めている。特に、労働法第 208 条ないし第 211 条は、雇用者が、職場における危険、化学物質、機械、感染、騒音及び騒音公害から労働者を守るために必要な全ての手段を講じる必要がある旨を規定している。さらに、労働法第 212 条及び第 214 条は、雇用者は職場に必要な救急処置及び火災表示措置を整備する義務がある旨を定めている。

## 労働組合

50 人以上の労働者を雇用している会社は、当該会社の労働者を代表する労働者組合 (Employees' Union) を保有する必要がある。但し、50 人に満たない労働者を雇用している会社については、一般労働組合 (General Union) の代表者及び雇用者の代表者が交渉を行う。

組合の主な目的は、以下のとおりである。

- ・ 組合の構成員に関連する個人及び団体の紛争の解決

- ・ 労働協約の作成についての一般労働組合との共同関与
- ・ 会社の生産計画に関連する協議への参加及びかかる生産計画実行の支援
- ・ 会社の労働者に関連する懲罰規制及びその他社内規制の制定時及び改訂時における協議
- ・ 一般労働組合が承認するサービス・プログラムの実行
- ・ 労働者が参加する社会活動への貢献

## XI. 労働許可要件

外国人労働者は、居住許可を取得しない限り、エジプトで働くことができない。かかる居住許可は、(非観光客居住許可と呼ばれる)労働許可を含む。エジプトの居住許可を取得するために必要な書類には、以下のものが含まれる。

- ・ 労働者の雇用の承認及びかかる労働者に就労ビザを付与するために、パスポート、移民及び国籍行政機関(Passports, Emigration and Nationality Administration)並びに行政所轄官庁に宛てられた雇用及び労働市場情報中央当局長(Head of the Central Authority for Employment and Labor Market Information)からの書簡の写し
- ・ 外国人労働者のパスポートの写し
- ・ 労働者の社会保険様式 2(Social Insurance Form 2)(最新版)の写し
- ・ 雇用者が発行する、給料総額並びにエジプト人及び外国人労働者の人数を記載した書簡(アラビア語)
- ・ 所轄官庁及び外国人労働者の当該国におけるエジプト大使館によって公証される、外国人労働者が働く予定の分野における当該労働者の経験を記載した職務経験証明書(Experience Certificate)。公式のアラビア語翻訳を要する。
- ・ 外国人労働者労働許可様式番号 1(社印が捺印されたもの)及び外国人労働者労働許可様式番号 2
- ・ 政府所轄官庁長に対する 1,500 エジプトポンド相当の郵便為替(一部の外国人労働者は免除される場合がある。)
- ・ エジプト会社の商業登記事項及び税金カードの抄本
- ・ エジプトで行われる HIV 検査(一部の外国人労働者は免除される場合がある。)
- ・ かつてエジプトで就労したこと及び労働許可を取得したことがない旨を記載した外国人労働者の確認書(アラビア語)
- ・ 外国人労働者のパスポートサイズの写真 8 枚

外国人技術専門家は、補佐役として、エジプト人労働者 2 名を使用しなければならないことに留意する必要がある。また、観光業及び教育等の特定の分野で働く労働者は、労働許可を取得するために追加書類を提出し、特別の承認を取得する必要がある。

必要書類の全ての提出を受け、労働事務所は、(労働許可及び居住ビザに代わる)仮の用紙を発行し、労働者のパスポートに添付する。これにより労働者は労働を開始することができることとなる。約 2 ヶ月を要するセキュリティクリアランスの手続後、労働許可及び居住ビザが発行される。労働許可を取得するには、約 3,000 エジプトポンドの費用がかかる。

労働許可は、常に一時的のものであることに留意すべきである。永久の労働許可は付与されない。労働者は、その労働許可の期間により毎年又は 6 ヶ月ごとに労働許可を更新しなければならない。

## XII. 課税

税法(2005 年法律第 91 号)(Tax Law No. 91 for the year 2005)により、エジプト税制は大幅に簡易化された。概要、現在のエジプトでは以下の 2 種類の税金が課される。

- ・ 個人に課される所得税
- ・ あらゆる種類の法人(会社及びパートナーシップ)に課される会社の収益に対する税

以下、これらの 2 種類の税金について概説する。

### 個人に対する所得税

所得税は、概略、①住居を所有しているか賃貸であるかを問わず、1 年の過半をエジプトで居住する自然人、②事務所、営業所、工場若しくは労働を行うためのその他の場所を有している者、又は③12 ヶ月のうち連続して若しくは断続的に 183 日以上エジプトに居住する自然人の所得に適用される。

また、エジプト国外で勤務するエジプト人であって、その収入がエジプトの国庫から支出されている場合も、当該エジプト人は所得税を支払う責任を負う。

所得税は、以下の 4 種類の源泉所得に適用される。

- ・ 商業活動及び産業活動から生じた所得
- ・ 給料及び賃金
- ・ 非営利的な活動から生じた所得
- ・ 不動産から生じた所得

#### *商業活動及び産業活動から生じた所得*

商業活動及び産業活動に対する所得税は、その活動が1回の取引に限定されている場合であっても、全ての商業活動及び産業活動から生じた純利益が対象となる。さらに、ブローカー及び代理人による活動から生じた利益が含まれ、一般的には、不動産又はあらゆる種類の商品、サービス若しくは株式の売買若しくは賃

貸借を行うためのブローカー、仲介人若しくは代理人として行為する個人、代理店又は事務所から生じた全ての利益が対象となる。不動産開発並びに商業地及び生産性のない不動産の賃貸から生じた利益も含む。

#### 給料及び賃金

給料及び賃金に対する所得税は、給料、賃金、賞与、年金に対して適用されるが、エジプトに居住する個人又はエジプトからの役務提供に依って海外に居住する個人に対して支払われる年金又は社会保険の支払いには適用されない。

#### 非営利的な活動から生じた所得

非営利的な活動から生じた所得に対する所得税は、納税者の非営利業務によって生じた所得として、非営利的な活動により生じた純利益が対象となる。さらに、納税者による業務の主要な又は恒久的施設がエジプトにある場合には、海外で生じた利益も含まれる。事実上、この類型の所得は、明示的に法律の対象とはされていない活動から生じた所得も対象とする基本的な類型として機能する。

#### 不動産から生じた所得

不動産から生じた収入に対する所得税は、農用開発及び建物開発による収入も対象となる。

#### 控除

上記の類型には、多くの控除及び免除等が認められるため、個別の事情に基づき検討する必要がある。所得税は、居住者である納税者が得た総所得のうち、5,000 エジプトポンドを超過した額が課税対象となる。

自然人の純年間所得に対する税率は、以下のとおりである。

- |   |     |
|---|-----|
| ・ 5,000 エジプトポンド超、20,000 エジプトポンド以下:      | 10% |
| ・ 20,000 エジプトポンド超、40,000 エジプトポンド以下:     | 15% |
| ・ 40,000 エジプトポンド超、10,000,000 エジプトポンド以下: | 20% |
| ・ 10,000,000 エジプトポンド超:                  | 25% |

## 会社の収益に対する税

会社の収益に対する税は、エジプトで活動する全ての法人から生じる収益が対象となる。かかる税金は、銀行、公共の企業及び部門並びにエジプトで活動する外国銀行及び外国会社(直接であるか又はエジプトで登記されている支店を通してであるかを問わない)にも適用される。一般税率は、以下のとおりである。

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| ・ 10,000,000 エジプトポンド以下: | 純収益の 20% |
| ・ 10,000,000 エジプトポンド超:  | 25%      |

収益に対する一般税率には、以下の2つの例外がある。

- ・ 石油探鉱会社及び石油生産会社から生じた収益は、40.55%という高い税率の対象である。
- ・ スエズ運河当局(Suez Canal Authority)、エジプト石油当局(Egyptian Petroleum Authority)及びエジプト中央銀行は、その収益の40%という高い税率の対象である。

エジプト国外の会社を対象とする規制は存在しないため、一般的にエジプト国外の子会社の収益を居住納税者である親会社に帰属させる必要はない。

## 一般消費税

1991年法律第11号(Law Number 11 of 1991)に基づき、新しい一般消費税が課されている。一般消費税は、商品の販売(一部の商品は除外される)及び一定のサービス(主に観光、電気通信及び娯楽サービス)に課される。営利目的で海外から商品を輸入した場合も課税対象となる。商品に対する税率は10%(一般税率)から一定の商品について課される50%までの幅がある。サービスに対する税率は5%から10%までの幅がある。一般消費税は、課税対象となる商品又はサービスの価格に付加されるため、販売の時点で消費者が支払い、徴収した事業体から税務当局に対して納付される。

エジプトには、移転価格規制がない。しかし、当該価格が市場価格及び/又は他の取引で使用された価格を大幅に下回る場合には、租税回避行為であるとの印象を与える可能性がある。

## XIII. 製造物責任

製造業者及び/又は売主は、以下のいずれかを理由に責任を負う可能性がある。

- ・ 欠陥製品により損害が生じたことによる不法行為
- ・ 債務不履行
- ・ 製造物責任

### 不法行為責任

欠陥製品の製造者は、欠陥製品により他人の財産に損害を与え、他人を傷害し又は死亡させた場合、不法行為責任を負う。不法行為責任の消滅時効は、請求者が損害を知った日から3年である。不法行為の日から15年間を経過したときは、不法行為責任を追及できない。

### 契約責任(隠れた瑕疵に対する保証)

売主は、売主が示した仕様に製品が適合していることを保証し、買主へ引渡しの日から1年間、隠れた瑕疵又は潜在的な瑕疵について保証し、責任を負う(民法)。

買主は、以下の事項について立証責任を負う。

- ・ 製品に瑕疵があったこと
- ・ 引渡時に買主が当該瑕疵を発見することができなかったこと、かつ、買主が当該瑕疵を知っていた場合には、当該製品を購入しなかったこと
- ・ 当該瑕疵による直接の結果として現実に被った損害及び失った利益

## 商 法

商法は、製造者及び売主双方の製造物責任の概念を認めている。欠陥製品により直接的に重大な損害又は傷害を受けた者は、製造者、販売店又はその双方に対してそれぞれ製造物責任に基づく損害賠償を請求する権利を有する。消滅時効は不法行為責任と同じである。

## 消費者保護法

消費者保護法(2006年法律第67号)(Consumer Protection Law No. 67 of 2006)(以下「消費者保護法」という。))及びその行政規制(Executive Regulations)は、製品及びサービスの提供者の義務(消費者保護法において定義される)並びに消費者のための様々な保証を定めている。消費者保護法に違反した場合には、消費者保護当局(Consumer Protection Authority)は、調査が終了し又は裁判所による判断がなされるまで、製品及びサービスの提供者の活動を停止させ、又は欠陥製品を差し押さえることができる。

## XIV. 競 争

競争法(2005年法律第3号)(Competition Law No. 3 of 2005)及びその行政規制(Executive Regulations)に基づき、コンプライアンスを監視するエジプト競争当局(Egyptian Competition Authority)が設置されている。競争法は、以下を含む事項を禁止している。

- ・ 競争者との間で、以下に該当する可能性がある合意又は契約を行うこと
  - 価格の引き上げ、引き下げ又は固定
  - 商品市場の分割又は一定の事由(例えば、地理的領域)による商品市場の割当て
  - 入札、競売、交渉及び他の調達要求における申し合わせによる参加
  - 生産、流通若しくは販売活動の抑制又はサービス流通の制限
  - 競争の制限
- ・ 優越的地位を有する者による当該地位の濫用
- ・ エジプト市場における自由競争を禁止、制限、又は阻害する可能性のあるエジプト国外でなされる行為

## 単独(又は単一企業)行為

単一企業による行為は、競争法上、優越的地位の濫用に該当する可能性がある。市場占有率を少なくとも25%有し、これにより価格又は市場に流通する物に影響を及ぼすことのできる事業体は、その競争者が市場において同等の競争力を有しておらず、その結果かかる優越的地位の濫用を防ぐことができない状況において、優越的地位を有するものとみなされる(競争法第4条)。

市場において優越的地位を有する者は、競争を阻害するとみなされる特定の業務を行うことを禁止されている(競争法第8条)。かかる業務には、以下のものが含まれる。

- ・ 一定の期間(又は複数の期間における)製品の製造、生産又は流通を停止すること
- ・ 他の者との取引を制限し、又は当該者の市場へのアクセス若しくは市場からの撤退の自由を阻害する結果をもたらす方法により当該者との取引を拒絶すること
- ・ 特定の製品について、例えば一定の地理的範囲における又は一定の顧客への流通を制限すること
- ・ 売買価格又は取引条件に関して、同等の立場を有する売主又は買主に対して、差別的な取扱いをすること
- ・ 製品の生産又は提供が経済的に可能であるにも拘らず、共有が不足状態にある製品の生産又は提供を制限すること
- ・ 限界費用又は平均変動費を下回る価格で製品を販売すること
- ・ 供給者に対し、競争者と取引しない義務を課すこと
- ・ 取引若しくは合意の性質とは無関係であるか又は商慣習に反した義務の受け入れさせ又は製品を購入させること

## M&A に対する規制

エジプト会社法に基づき、エジプト会社同士が合併する場合には、投資省(Ministry of Investment)による事前の承認が必要である。もっとも、自動的に承認されるため、合併を阻害する要素にはならない。

以下のいずれかの場合には、エジプト競争当局(Egyptian Competition Authority)に対する届出が必要である。

- ・ 総売上高が100,000,000 エジプトポンドを超える事業体が資産を取得し又は他の事業体と合併する場合
- ・ 買収の当事者それぞれの年間総売上高の総額(買収者、被買収者及びこれらのエジプト国内における関係者の年間総売上高の総額)が100,000,000 エジプトポンドを超える場合

ここでの関係者とは、会社法において、二者以上の独立した法人事業体であり、一方の株式の過半数若しくは全てが他方によって所有されている事業体又は他方によって事実上支配されている者と定義されている。

会社法は、外国会社同士の合併に関する届出については特段規定していないが、以下の場合について届出が必要と考えられている。

- ・ 当該合併がエジプト市場に影響を与える場合
- ・ 合併当事者がエジプト市場において直接的又は間接的に活動している場合
- ・ 合併者又は被合併者の単一又は複数の関係者がエジプト事業体である場合

合併当事者がエジプトに子会社又は支店を有せず、かつ販売店を通じてのみエジプトで製品を販売する場合、当該販売店の前年の総売上高が 100,000,000 エジプトポンドを超える場合であっても、届出は不要である。外国会社に関する届出義務の適用除外は、これ以外の場合には認められていない。

## XV. 知的財産

知的財産に関する権利及びその保護に関する規制は、知的財産権法(2002 年法律第 82 号、以下「知的財産権法」という。)(Intellectual Property Rights Law No. 82 of 2002)において定められている。以下は、保護の対象となる主要な知的財産権の概要である。

### 特許権

- ・ **権利の性質**

特許を受けることができる発明は、以下の要件を満たす必要がある。

  - 創作性がありかつ新規性があること
  - 進歩性を有していること
  - 産業上の利用可能性があること
  - 知的財産権法において特に除外されていないこと
- ・ **権利保護の手続**

特許権の登録出願は、エジプト特許庁(Egyptian Patent Office)に対して行う。権利保護に関する規制は、知的財産権法において定められる。
- ・ **権利保護の内容**

刑事罰により権利保護が担保されている。特許権者及び管轄政府機関の双方は、権利保護を図るために、訴訟を起こすことができる。さらに、特許権者は、損害賠償又は差止命令等の民事上の救済を受けることができる。

- ・ **権利保護の期間**

一定の例外を除き、出願日の 5 年後から更新料が毎年納付されることを条件に、特許権は 20 年間存続する。

## 商 標

- ・ **権利の性質**

商標権は、商業取引マーク、産業マーク及びサービスマークを対象とする。商標として登録するために、当該表示は、以下の要件を満たす必要がある。

- グラフィック表示が可能であること
- 他の事業者の商品又はサービスとの識別力があること

- ・ **権利保護の手続**

登録の出願は、エジプト商業登記当局(Egyptian Authority for Commercial Registration) (EACR) に対して行う。権利保護に関する規制は、知的財産権法において定められる。商標登録が行われていない場合であっても、不正な利用は不正競争行為として禁止される場合がある。

- ・ **権利保護の内容**

権利保護の手続及び認められる権利救済は、特許権と同じである(上記「特許権」を参照。)

- ・ **権利保護の期間**

10 年ごとの更新が認められ、更新された場合は、無期限に保護される。

## 登録意匠

- ・ **権利の性質**

意匠として登録するためには、以下の要件を満たす必要がある。

- 創作性がありかつ新規性があること
- 個性的であること
- 製品又はその外形の特徴に基づく当該製品全体又は一部の外観に関連すること

- ・ **権利保護の手続**

登録の出願は、EACR に対して行う。権利保護に関する規制は、知的財産権法において定められる。

- ・ **権利保護の内容**

権利保護の手続及び認められる権利救済は、特許権と同じである(上記「特許権」を参照。)

- ・ **権利保護の期間**

当初の 10 年間を経過した後に更新料が毎年納付されることを条件に、登録意匠は最大 15 年間存続する。

## 無登録意匠

- ・ **権利の性質**

保護されるためには、無登録意匠は物品全部又は一部の形状又は形態に関連したものである必要がある。また、無登録意匠はありふれたものであってはならない。
- ・ **権利保護の手続**

無登録意匠の保護のために必要となる正式な手続はない。
- ・ **権利保護の内容**

無登録意匠の権利者は、その保護のために、不正競争の請求を申し立てなければならない。また、損害賠償又は差止命令等の民事救済を受けることが可能である。
- ・ **権利保護の期間**

無登録意匠に対する保護は、無期限に存続する。

## 著作権

- ・ **権利の性質**

著作権は、以下のような原著作物に内在する。

  - 文学（ソフトウェア及びデータベースを含む。）
  - 演劇
  - 音楽
  - 芸術
  - 録音物
  - 映画フィルム
- ・ **権利保護の手続**

保護は、著作物が創作された時点から自動的に付与される。権利保護に関する規制は、知的財産権法に定められる。
- ・ **権利保護の内容**

権利保護の手続及び認められる権利救済は、特許権と同じである（上記「特許権」を参照。）。

#### ・ 権利保護の期間

著作権の保護期間は以下のとおり。

- 文学、演劇、音楽及び芸術に係る著作物: 著作者の死後 50 年間
- 映画フィルム: フィルムの著作者全員の死後 50 年間

著作隣接権に関連する保護期間は、以下のとおり。

- 録音物の制作者: 発表又は録音の年から 50 年間
- 放送機関: 最初の放送から 50 年間
- 実演家: 最初の実演又は録音から 50 年間

## 秘密情報

#### ・ 権利の性質

知的財産権法において保護される。保護される秘密情報は、以下の要件を満たす必要がある。

- 性質上秘密とされている情報であって、公知又は周知ではないこと
- 秘密保持義務を課した状況において伝達されていること

#### ・ 権利保護の手続

秘密情報の保護のために必要となる正式な手続はない。

#### ・ 権利保護の内容

損害を被った当事者は、秘密保持義務の違反に基づき、秘密保持義務違反として裁判を提起しなければならない。違反に対しては、刑事制裁も課せられる。著作権者は、損害賠償又は差止命令等の民事救済の権利を有する。

#### ・ 権利保護の期間

期間の定めはないが、保護されるためには、当該情報は秘密とされていなければならない。

## 集積回路とその回路配置

#### ・ 権利の性質

保護されるためには、集積回路は以下の要件を満たす必要がある。

- 創作性がありかつ新規性があること
- 自明のものではないこと

#### ・ 権利保護の手続

登録の出願は、エジプト特許庁 (Egyptian Patent Office) に対して行う。

- ・ **権利保護の内容**

権利保護の手續及び認められる権利救済は、特許権と同じである(上記「特許権」を参照。)

- ・ **権利保護の期間**

エジプトにおける出願日又はエジプト内外における最初の実施日のいずれかの早い日から 10 年間存続するが、設計日から最大 15 年間の期間に限られる。

## XVI. 税関手續

税関手續は、1963 年エジプト法第 66 号(Egyptian Law No. 66 for the Year 1963)によって規制されている。輸入品は製品に応じた税率の関税を課されるが、輸出品に関しては関税は徴収されない。税関に関する法律及び規制の執行は、財務省(Ministry of Finance)の一局であるエジプト税関当局(Egyptian Customs Authority)が所管する。財務省は、各輸入製品の関税を取り扱う命令を発する。

## XVII. 紛争解決

### 裁判システムの概観

エジプト裁判所制度は、第一審裁判所(Courts of First Instance)、控訴院(Court of Appeal)及び破毀院(Court of Cassation)という複数の階層により構成されている。民商事分野の大規模な商事紛争は、第一審大法廷(First Instance Full Court)で審理され、その控訴は控訴院で審理される。管轄を有する第一審大法廷及び控訴院の支部は、被告人の住所(例えば、カイロ、ギザ及びアレクサンドリア)により決定される。また、破毀院に対してさらに上訴することも可能である。2008 年に、特別経済裁判所が商事紛争における訴訟処理のために新設された(2008 年法律第 120 号)。2008 年の終わり頃には特別経済裁判所は稼働を始めたが、ここまでの評判は非常に良い。

行政契約(公共事業に関連して政府当局と締結した契約)から生じる商事紛争は、第一審の行政裁判所(Administrative Court)(民商事事件における控訴院に相当する。)で審理され、その控訴は高等行政裁判所(High Administrative Court)(破毀院に相当する。)で審理される。管轄及び(民商事裁判所と行政裁判所との間の)判決の抵触は、最高憲法裁判所(Constitutional Court)において解決される。

投資に係る紛争の一部では、友好的な和解が行われることがある。例えば、民間投資家と国家又は政府の事業体との間で締結された契約から生じる投資紛争を友好的に解決するために政府委員会(ministerial committee)が設置されている。また、投資に支障を及ぼす国家又は政府当局による障害を除去するための拘束力ある命令を発行する権限を有し、それによって潜在的な紛争を解決する政府委員会に対して、苦情を提出することも可能である。さらに、エジプト投資・フリーゾーン公団(GAFI)により、会社株主、パートナー又

は会社間で生じる企業関連及び投資関連の紛争を友好的に解決するために、投資家紛争解決センター (Investors' Dispute Resolution Center) が設立されている。但し、これらの機関への申立ては任意であり、訴訟、仲裁又はその他の紛争解決手続のための前提条件となっている訳ではない。

## エジプト国内判決の執行

執行は、執行裁判官 (Execution Judge) の執行令状を取得することにより可能となり、執行手続は裁判所の執行官を通じて行われる。執行異議 (この場合、執行手続が数ヶ月間中断される) 及び担保資産に対する第三者異議等の手続により執行を遅らせる手続が数多く存在しており、場合によっては、1 年又はそれ以上の期間執行手続が中断する場合がある。

## 外国判決の執行

エジプトの裁判所は、以下の条件が満たされている場合、一般的に外国判決を承認し、執行する。

- (a) エジプトの裁判所が紛争の管轄権を有しておらず、かつ判決を言い渡した外国の裁判所が国際管轄権に関する規則に従って管轄権を有している場合。
- (b) 当事者に対して手続の通知が行われ、当事者が管轄裁判所において有効に代理された場合。
- (c) 判決又は判断が外国の裁判所の法律の下で有効な規則に基づき、最終的かつ拘束力を有するものである場合。
- (d) 外国判決がエジプトの裁判所が言い渡した判決又は判断と抵触せず、かつエジプトにおける公序良俗に違反しない場合。

## 仲 裁

仲裁法 (Arbitration Law) (1994 年法律第 27 号) が施行されて以来、仲裁はエジプトにおいて重要かつ効果的な紛争解決手段となっている。この傾向は、商事紛争の分野における仲裁手段が増加していることに見て取れる。多くの場合、特に当事者が早期の解決を求め、また、高額な仲裁費用を負担できる場合には、裁判訴訟より仲裁手続が好まれている。

エジプトにおける最も著名な仲裁機関は、国際商事仲裁カイロ地域センター (Cairo Regional Center for International Commercial Arbitration) (CRCICA) である。CRCICA では、基本的に国際連合国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law) (UNCITRAL) 仲裁規則 (Arbitration Rules) が適用される。

仲裁合意は、書面によらなければならない。仲裁合意のための独立の契約は不要である。裁判官は、一般的に仲裁手続及び仲裁判断によることを承認し支持している。これは、仲裁合意がある場合 (被告が仲裁の権利を放棄する場合を除く。)、裁判所は事件を受理してはならない旨を規定した仲裁法で明確にされている。そのため、このような事件は、裁判所では受理できない。

## 仲裁判断の執行

仲裁判断は、法的拘束力を有する最終判断であり、上訴は認められない。但し、仲裁判断は、無効の訴えによって争うことができ、無効と判断される可能性がある。無効事由は仲裁法に定められており、管轄を有しない場合、公序良俗に違反する場合及び当事者に防御の機会が付与されなかった場合が含まれるが、訴訟物に関して合意された準拠法の適用は、無効事由とはならない。

執行は、仲裁判断を裁判所に付託し、執行令状を取得することによって行われる。これにより、仲裁判断は、判決と同様の方法で裁判所執行官を通じて執行される。執行の開始に必要な手続が定められており、90日間の猶予期間中に他方当事者が無効訴訟を起すことが可能である。無効訴訟が開始されても、仲裁判断の執行を阻止するものではない。執行を遅らせる防御方法があり、1年又はそれ以上の間は執行が遅れるかもしれないが、仲裁判断が最終的に無効とされなかった場合は、いずれ執行されることになる。

2008年の終わりに、法務省(Ministry of Justice)は、執行のための仲裁判断の付託に関する新たな規制を課した。これらの規制は、潜在的に執行可能性に対して深刻な疑義をもたらすものである。本稿の英文原稿の執筆者の立場としては、これらの規制は仲裁法に違反しており、したがって、憲法上認められないと考えている。これらの規制が近々に撤廃されることが期待される。

## 外国仲裁判断の執行

エジプトが締約国となっている外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約(New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)(1958年)に基づき、外国仲裁判断は、裁判所に付託し、執行令状を取得するというエジプト国内での仲裁判断と同様の方法により執行可能である。承認又は執行の段階において、外国判決と同様、仲裁判断の本案に関する審査は行われな

## あっせん

仲裁のほか、(例えば、あっせん等の)裁判外紛争解決方法は、法定されていない。CRCICAには、あっせん及び調停に関する規則はあるが、これらの手続は当事者間の合意に基づく場合以外、利用できない。近年、あっせんに関する関心が高まっており、2007年にエジプトADR協会(Egyptian ADR Association)が設立された。しかし、あっせんは当事者間の合意を前提としており、形式上は立法により規律されるものではない。

## XVIII. スコープの限定

上記の情報は一般的なもので、かつ、情報提供のみを目的とするものである。記載された情報は 2012 年 3 月現在のものであり、新たな立法活動、法律、制定法、規制、規則、命令、政令及びその他の適用ある法令により変更され、更新される可能性がある。また、本稿の情報は、網羅的であることを目的としておらず、いかなる事項に関しても、法的助言に代わるものとして依拠することはできない。

以 上

(2012 年 3 月現在)

本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。